

川崎臨海部研究開発機能強化補助金 (イノバート川崎ネクスト)のご案内

概要

川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点の形成に資する研究所等の新設に係る経費に対し、補助金を交付します。

【対象地域】キングスカイフロント及び南渡田地区

※川崎臨海部の持続的な発展に向けて研究開発拠点の形成を目的に土地利用計画を策定していることなどを要件としており、現状では、上記2地区が該当します。



制度内容

① 自社で研究を行う施設を新設する場合(研究施設整備支援)

要件等

- 投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が50億円以上(中小企業は5億円以上)
- 常用雇用者数が50人以上(中小企業は10人以上)
- 温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設であること。

補助金額

- 補助対象経費の12%に相当する額以内(事務所・工場は9%)
- 補助上限額は20億円(5年の分割交付)

② 賃貸型のR&D施設を新設する場合(研究施設整備支援)

要件等

- 投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が20億円以上(中小企業は5億円以上)
- 研究用の共用機器等を有する賃貸研究所であること。
- 温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設であること。

補助金額

- 補助対象経費の6%に相当する額以内
- 補助上限額は20億円(5年の分割交付)

③ ②で新設した賃貸型のR&D施設に入居し、事業を行う場合(テナント事業者支援)

要件等

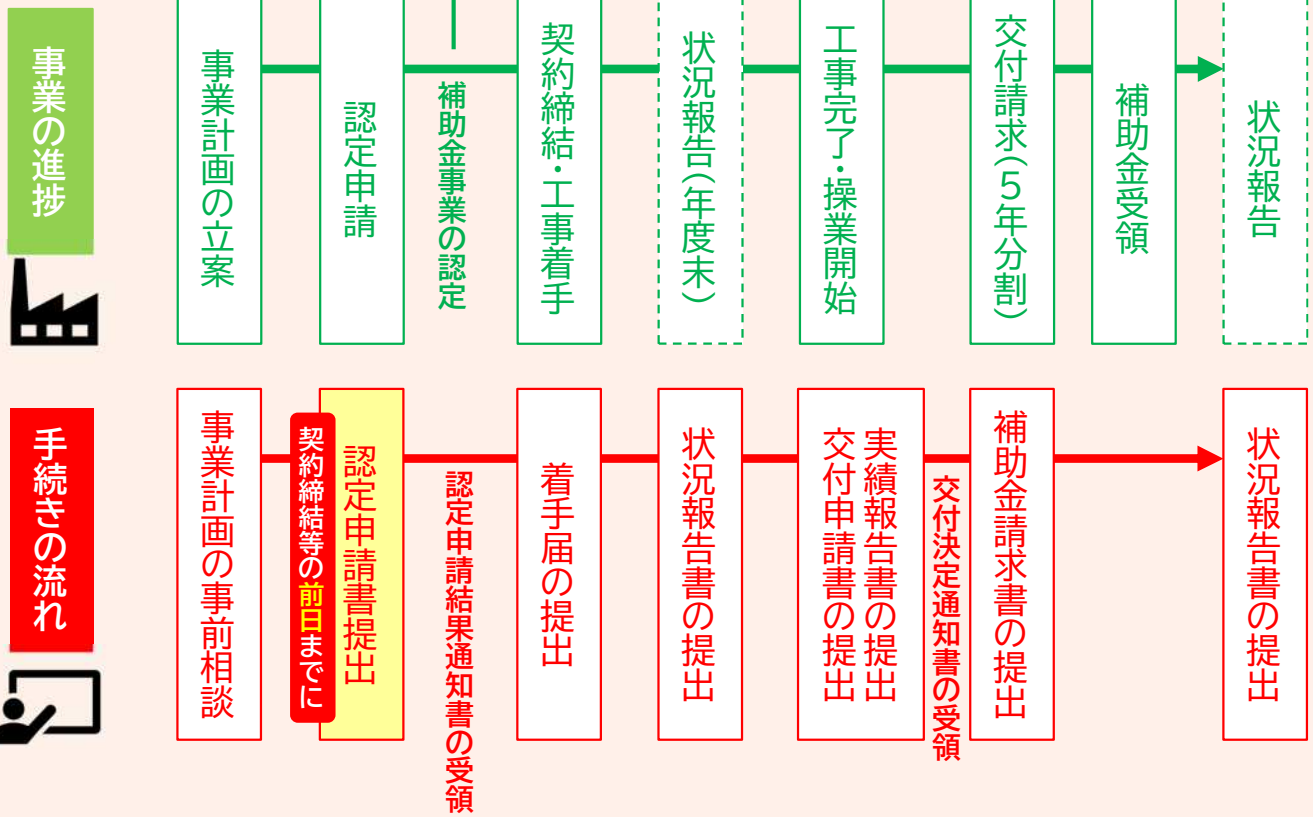
- ②で新設した賃貸R&D施設について、その家屋及び土地を過去において所有していた履歴がないこと。
- 研究所及び工場の用に供するために入居すること。

補助金額

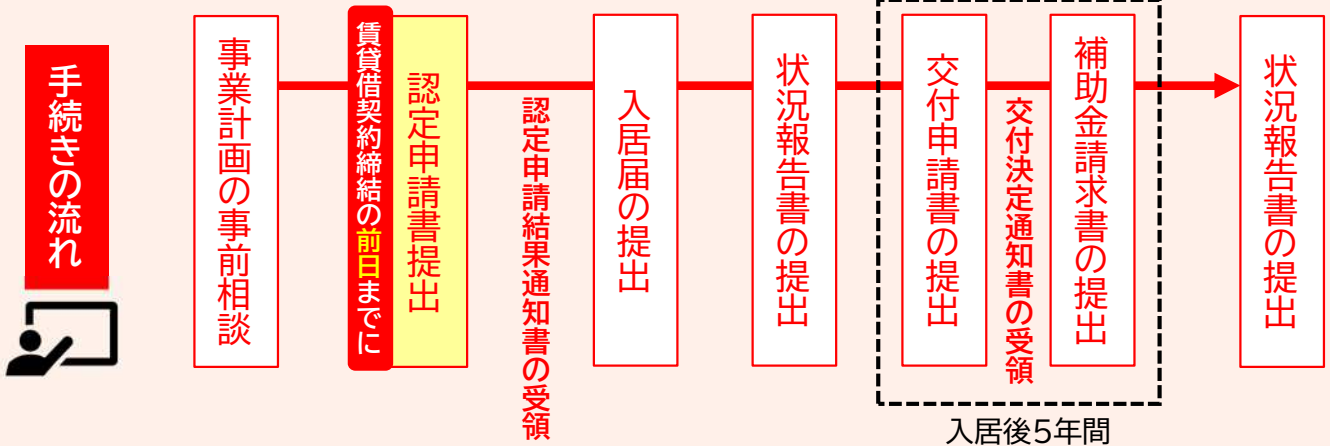
- 入居後5年間の法人市民税(法人税割)又は、固定資産税(償却資産)に相当する額

手続きの流れ

【①・② 研究施設整備支援】



【③ テナント事業者支援】



対象期間

令和10年3月31日まで(期間内に認定申請書が提出されたものが対象)

相談窓口

補助金の活用をご検討の際は、まずはお気軽にご相談ください

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-2075

mail:59jigyo@city.kawasaki.jp